

# 議会運営委員会

開催日	令和元年 12 月 19 日（木曜日）
会議名	令和元年 第 11 回 議会運営委員会
開催場所	粕屋町役場 3 F 委員会室 A
討議時間	9:25～11:03
出席者	福永委員長、久我副委員長、小池、川口、中野、安藤、井上、鞭馬議長
欠席・早退者	なし
議会事務局	古賀局長、山田主幹
討議項目	1、議長の諮問（別紙 A）について 12 月 19 日付で当委員会の答申（別紙 B）を議長に提出しました。  2、当委員会の第 10 回会議報告書について 近日中に議会 HP に公表します。
特記事項	1、議会基本条例の見直しについて 以前より議長から当委員会に対し、諮問を提出する意向あり。

令和元年7月2日

議会運営委員会  
委員長 福永善之 様

粕屋町議会議長  
鞭馬直澄

粕屋町議会運営に関する諮問

標記の件につき、次の2項目について検討願います。

1、常任委員会の設置数と複数制について

現在、常任委員会複数制を採用し、設置数は3常任委員会となっている。  
現状のメリット、デメリットの調査を行い、今後の方向性を検討し纏める。

特記) 全国的な傾向としては、2常任委員会制に移行する議会と、複数制を廃止する議会が多い。

2、先例(申し合わせ)事項の口頭分による、正副議長及び正副委員長の任期2年とすることについて

現状のメリット、デメリットの調査を行い、今後の方向性を検討し纏める。

特記) 地方自治法、粕屋町議会委員会条例で議員(委員)の任期との規定が存在する。

3、期間

8月末日まで

以上

令和元年12月19日

粕屋町議会 議長

鞭馬 直澄 様

議会運営委員会

委員長 福永 善之

## 粕屋町議会運営に関する諮問について（答申）

令和元年7月2日付で議長より諮問のありました、粕屋町議会運営に関する諮問について、当委員会で慎重に調査、及び協議をした結果、下記のとおり答申いたします。  
なお、継続協議の期限は、令和2年5月末日までとします。

## 記

## 【諮問1】

常任委員会の設置数と複数所属制について

## 【答申1】

- ① 常任委員会の設置数に関しては、『継続協議』とします。

## 理由

当委員会では、「2常任委員会制に賛同する意見」と「現状の3常任委員会制で問題ないとする意見」があり、方向性を見出すにはもう少し協議時間が必要なため。

- ② 常任委員会複数所属制に関しては、『継続協議』とします。

## 理由

当委員会では、「常任委員会複数所属制を廃止する意見」と「常任委員会複数所属制を評価するには時間が必要とする意見」があり、方向性を見出すにはもう少し協議時間が必要なため。

## 【諮問 2】

先例（申し合わせ）事項の口頭分による、正副議長、及び正副委員長の任期2年とすることについて

## 【答申 2】

- ① 正副議長の任期2年に関しては、『継続協議』とします。

### 理由

当委員会では、「地方自治法に明文化してある4年任期に戻すべきとする意見」と「2年任期を評価するには時間が必要とする意見」があり、方向性を見出すにはもう少し協議時間が必要なため。

- ② 正副委員長の任期2年に関しては、『継続協議』とします。

### 理由

当委員会では、「粕屋町委員会条例に明文化している任期4年に戻すべきとする意見」と「2年任期を評価するには時間が必要とする意見」があり、方向性を見出すにはもう少し協議時間が必要なため。

## 【参考資料】

別紙、各項目の現状のメリット、及びデメリット。

以上